# 滋賀県が締結する契約に関する事業者調査報告書　【事業者アンケート調査　編】

# Ⅰ　調査の概要

## １．調査の目的

この調査は、「滋賀県が締結する契約に関する条例」（令和3年滋賀県条例第36号）に基づき、「滋賀県の契約に関する取組方針」に掲げている、環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備等にかかる事業者の取組状況を把握することを目的として、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として実施した。

## ２．調査対象

　調査対象は、次の入札参加資格者名簿に記載のある事業者すべてを選定した。

・滋賀県建設工事等入札参加資格有資格者名簿に登録のある事業者

・滋賀県物品・役務及び庁舎管理業務に係る競争入札参加資格者名簿に登録のある事業者

## ３．有効回答件数・回収率

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 調査対象 | 有効回答 | 回収率（％） |
| 県内事業者 | 2470  | 1541  | 62.4  |
| 県外事業者 | 2922  | 1653  | 56.6  |
| 合計 | 5392  | 3194  | 59.2  |

## ４．調査内容

①「滋賀県が締結する契約に関する条例」の基本理念３「地域経済の活性化への配慮」、４「一定の行政目的の実現を図るための契約の活用」に関する項目の取組状況

・地域経済の活性化関係

　・環境に配慮した事業活動

②今後の県の取組の参考とするための内容

・県の入札に参加しなかった状況

・CSRその他社会政策の推進の進展に寄与する取組

・業務委託、物品購入契約について

・プロポーザルについて

 ・電子契約の導入状況

③県の入札制度、県契約に関する意見

## ５．調査の方法

調査対象事業所に郵送により調査票を配布し、郵送で提出する方法、または滋賀県オンライン受付システムへ入力する方法により提出。

## ６．調査の期間　　　　　　令和5年9月～10月

## ７．調査の実施機関　　　株式会社東京商工リサーチ滋賀支店及び本社市場調査部

## ８．調査報告書の読み方及び注意事項

○図表中の割合は、小数点第2位を四捨五入している。

○複数回答の設問は、回答が2つ以上となることがあるため、合計は100％を超えることもある。

○複数回答のグラフについては、回答の多い順に並び替えをしている（「その他」等は除く）。

○図表中の「Ｎ」とは回答件数の総数のことで、100％が何件の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

# Ⅱ　回答企業の概要

## １．業種



## ２．従業員数



## ３．地域





## ４．中小企業定義区分



## ５．事業内容





# Ⅲ　調査結果

## １．地域経済の活性化への配慮について

### （１）県内事業者への下請や委託等に関して

#### ①下請・再委託契約の状況

令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間に、滋賀県と契約関係にあった「工事請負」、「工事等業務委託」及び「業務委託」事業者に、下請契約または再委託契約先を県内事業者から選定したかを尋ねたところ、55.0％の事業者が滋賀県内に本店を有する事業者を選定していた。



#### ②工事請負事業者の県内製造工事材料の調達状況

さらに、滋賀県と契約関係にあった「工事請負」事業者に対し、滋賀県内の事業所で製造された工事材料の使用や調達状況を尋ねたところ、「ほぼ全てを県内調達した」または「半数程度は県内調達した」と回答した事業者が80.0％を占めた。



　調達した理由及び調達しなかった主な理由は、以下のとおりである。

【調達した理由】





【調達しなかった理由】

　調達状況が「わからない」と回答した事業者に、今後の県内事業者から工事材料の調達について尋ねたところ、「検討している」が43.8％となった。



#### ③「工事等業務委託」及び「業務委託」事業者の県内企業製品の使用状況

「工事等業務委託」及び「業務委託」事業者に、県内企業製品を成果物へ使用したかを尋ねたところ、主に役務の提供のため「該当しない」及び「無回答」の事業者が70.0％を占め、「はい」と回答した事業者は10.8％となった。



　使用した理由及び使用しなかった主な理由は、以下のとおりである。

【使用した理由】





【使用しなかった理由】

　使用状況が「わからない」と回答した事業者に、今後の県内企業の製品使用について尋ねたところ、「検討している」は30.3％にとどまった。



## ２．一定の行政目的の実現を図るための契約活用について

### （１）環境に配慮した事業活動

滋賀県と契約関係にあった事業者の環境関連の認証取得は、「ISO14000シリーズ」が21.2％と最も高くなっているが、「取得していない」と回答した事業所が63.5％と多くを占めている。



なお、環境に関する認証の取得以外の環境に配慮した取組については、取組が「ある」事業者は31.6％となっており、事業規模が大きい事業者ほど取組をしている傾向がみられた。

具体的な取組内容としては、CO2削減やSDGS、MLGSなどの関連の取組が多かった。



### （２）障害者雇用に関して

滋賀県と契約関係にあった事業者の障害者の雇用状況については、「法定雇用率の対象事業主ではなく、障害者を雇用していない」が55.1％を占めており、厚生労働省が定める「障害者雇用率制度」において障害者1人以上の雇用が必要である「従業員数43.5人」に満たない事業者が大半を占めていることがうかがえる。

「法定雇用率を達成している」は18.0％にとどまっているが、「法定雇用率を達成していないが、障害者を雇用している」が11.8％、「法定雇用率の対象事業主ではないが、障害者を雇用している」が3.6％となっており、これらを合わせると33.4％の事業者が障害者を雇用している。



##

## ３．今後の県の取組の参考とするための内容について

### （１）入札制度について

#### ①入札への参加資格があるにもかかわらず参加しなかった理由

　「業務多忙のため」が32.4％と最も高くなった。

「その他」の回答としては、入札時期が集中したことや、利益確保などの採算面の問題、技術者等の人材不足に関わる回答などが確認された。



②CSRその他の社会政策の進展に寄与する取組のうち、県の入札等でも考慮すべきと考えるものがあるか

　「ある」が12.3％を占め、事業規模が大きい事業者ほど、「ある」が高くなる傾向がみられる。



　具体的な内容としては、県の「社会政策推進に配慮した入札等実施要領」に掲げているもの以外のものとして、「ボランティア、社会貢献活動」や「CO2削減」、「電気自動車の導入」などがあげられた。

#### ③県の業務委託の入札について

「業務委託」及び「物品等の売買」事業者に県の入札への参加の有無を尋ねたところ、「はい」が40.7％となり、地域別でみると、「はい」の割合は「県内」事業者は49.4％で、「県外」事業者の35.5％に比べ13.9ポイント高くなった。

　民間事業者との契約と比較した場合の県の業務の相違点について、「感じる」及び「少し感じる」と回答した事業所は「契約金額の水準」が28.8％と最も高く、次いで「契約の仕様の内容（記載内容の具体性など）」が15.5％、「契約の履行上のやりとり（仕様外の要求、報告等の方法・頻度など）」が10.9％、「業務完了後に県が行う履行確認（確認の精度）」が7.2％となった。



　契約内容と金額が仕様に見合っていないと感じるかどうかについて、「感じる」または「少し感じる」と回答した事業所は29.9％となった。属性別でみると、「感じる」または「少し感じる」と回答した事業所の割合が比較的高かったのは、「県内」事業所（36.6％）、「製造業」（36.7％）、従業員数「21～50人」（37.1％）、「その他法人」（37.5％）となった。



　見合っていないと感じる理由については、「管理費や単価が民間企業の基準よりも低い」、「仕様が曖昧」などの回答が確認された。

　契約金額で業務に従事する労働者の当該期間の賃金を確保できているかどうかについては、「確保できている」及び「ほぼ確保できている」と回答した事業所が56.5％を占めている。一方で「厳しい」及び「少し厳しい」と回答した事業所は23.6％となった。



賃金の確保が厳しいとする理由としては、「最低賃金や物価高騰の影響」や「他社の賃金が上昇したことにより、人材確保が厳しい状況」、「過当競争になっているため」などの回答が確認された。

#### ④県のプロポーザルについて

「業務委託」及び「物品等の売買」事業者に県のプロポーザルへの参加の有無を尋ねたところ、「はい」が15.6％となった。

地域別でみると「県内」事業者は11.5％と、「県外」事業者の18.0％に比べ6.5ポイント低くなった。また、「はい」と回答した事業所は、概ね事業規模が大きいほど高くなる傾向がみられた。



　提案期間については、「あった」または「ほぼあった」と回答した事業所が75.5％を占めた。一方で「なかった」または「あまりなかった」と回答した事業所は14.3％となった。



　提案期間がなかった理由としては、「仕様内容と照らして、2～3週間の公募期間では準備期間が短すぎるため」、「担当課によって準備期間のばらつきが大きい」などの回答が確認された。

　仕様書について、企画提案を行う上で必要な情報が十分に示されていたかどうかについては、「十分に示されていた」と回答した事業所が64.1％となった。一方、「不足していた」または「少し不足していた」と回答した事業所が18.8％となった。



　企画提案を行う上で必要な情報が不足していた理由としては、「数値目標の達成が困難であるため」、「仕様が使いまわされており、必要な情報が不足しているため」、「担当者に問い合わせたが不明な点が解消されなかった」などの回答が確認された。

### （２）電子契約について

　電子契約の導入状況を尋ねたところ、30.2％の事業者が「導入している」と回答した。

地域別でみると「県内」事業者は17.3％と、「県外」事業者の42.2％に比べ24.9ポイントと大幅に低くなった。

また、「導入している」と回答した事業所は、概ね事業規模が大きいほど高くなる傾向がみられた。



　電子契約を導入している事業者が使用している電子署名方式については、「当事者型電子署名」が61.1％と最も高くなった。

業種別でみると、「情報通信業」では「立会型電子署名」が23.4％と比較的高く、2割を超えた。



　電子契約を導入していない事業者に対して、電子契約の導入に係る検討状況を尋ねたところ、「検討している」は22.2％にとどまった。

属性別でみると、「検討している」と回答した事業所は、「情報通信業」で30.2％、「学術研究,専門・技術サービス業」で30.0％、従業員数「51～100人」で31.1％と比較的高く、3割を超えた。



　電子契約の導入を検討している事業者が考えている電子署名方式は、「わからない」が53.4％で最も高く、次いで「当事者型電子署名」で26.0％、「当事者型電子署名および立会型電子署名の併用」で9.1％となっている。



電子契約の導入を検討していない事業者に対し、その理由を伺ったところ、「導入による効果がわからない」が46.0％と最も高く、次いで「何を導入すればよいかわからない」が39.2％、「事務手続きを増やしたくない」が31.0％となった。

地域別でみると、「何を導入すればよいかわからない」と回答した事業所は、「県内」事業所で48.1％となっており、「県外」事業所の23.7％と比較すると24.4ポイントと大幅に高くなった。



　導入を検討していない理由としては、「必要性を感じていないため」、「導入環境が整っていない」、「コストに見合わないため」などの回答が確認された。

# Ⅳ　提案、意見

１．県の制度への提案

◆入札情報等について

・入札情報システムについて、土日や時間帯を気にせず利用できるようにしてほしい。

・お盆やＧＷ等の時期は、入札公告を出されてもメーカー等が休業しているため見積が得られないので考慮してもらいたい。

・入札情報は、Ｗｅｂページで更新情報のページがあれば確認漏れが防げると思う。

・入札案件を探したり入札結果を確認するため入札情報システムは使いやすく、さらに入札結果は落札業者情報のほかに、案件に参加した全社名と応札額までわかると参考にしやすい。

・公告の中に、仕様のポイント（人員要件など）を記載されると参加の判断がしやすくなる。

・県外事業者の場合、なかなか参加できる案件がないため、入札公告を十分に確認できていないことから、参加可能な案件が有ればメールで案内してほしい。

・物品・役務電子調達システムの「案件公開通知」メールの送付先アドレスを、担当者間で迅速に共有できるよう、複数（２、３件）登録できるようにしてほしい。

・GPプラン滋賀に参加しているが、入札情報でグリーン入札の対象であるのかすぐにわかるようにしてほしい。

◆入札参加、資格条件

・プロポーザル、総合評価などでの提案書等について、簡素化してほしい。

・入札参加資格として、国や県からの受注実績や過去何年以内の業務実績等を求めることは新規参入の妨げになっているので改めてほしい。

・入札説明書、仕様書などは、同じような記載があると確認に時間を要するので重複をなくすとともに、難しい表現を用いず簡潔、明瞭に作成する必要がある。

・電子入札は２４時間使用できる状態にし、何時でも入札できるようしてほしい。

・障害者雇用だけではなく、特定疾患の治療と仕事の両立に取り組む事業者についても加点対象として検討してほしい。

・県へ入札参加申請をすれば、市町への参加も同一の書類で申込みができるようになればよいと思う。

◆発注関係

・電子入札システムによる見積り合わせを多くし、距離のハンディを少なくしてほしい。

・発注については、偏りがないよう、各工事ランクの業者数の割合に合った発注件数をお願いしたい。

・業務委託において、激しい低価格競争となっているものがあるため、最低制限価格を設定してほしい。

・総合評価案件で技術者実績が監理技術者としての実績のみとなっており、若手技術者の育成となっていない。

・国土交通省の総合評価方式のように、担当技術者を評価する仕組みは、若手技術者の育成や業務担い手の拡大につながると考える。

・年間の委託契約の場合など４月当初から開始する業務について、従来から３月に公告、入札とタイトな日程で実施されているが、十分な内容検討もできないため改善が必要と考える。

◆仕様等

・仕様書の記載内容として情報量が少ない案件が見受けられるが、質問しないでも入札準備できるように作成されるとともに、質問をした場合にも、入札日までに十分余裕をもって回答してほしい。

・工期については、2024年からの建設業の働き方改革や業務内容を十分考慮して設定することが必要と思われる。

・公告時に示される発注図面について、工事場所がわかりづらく下見に行っても場所を特定できない場合があるため、位置をわかりやすく示してほしい。

・金抜き設計書が、ソフトで読み込めないPDFファイルの場合もあるため、使いやすい電子データ（エクセル形式）にしてほしい。

・発注時期が集中すると、資料作成、積算などが煩雑となり十分な準備ができず、入札案件への参加を見送ってしまうことにつながるため、年間を通じて分散させてほしい。

・余裕期間制度（契約締結日から業務開始日の前日までの期間）を設定した業務を増やしてほしい。

◆手続等

・電子入札システムで総合評価方式のすべての書類が提出可能となれば、ペーパーレス化や効率化が図られ、提案内容の検討時間の確保や他の入札参加機会の拡大につながると考える。

・現在、入札時点と納期の際の物価の変動が見込めないため積極的に参加できない思いであり、物価高騰等には契約額の見直しが可能な対応を願いたい。

・物品、役務の業務は、大部分において業務完了後の精算払であり、契約規模によっては資金繰りの不安から参加を諦めることになるので、業務によっては進捗に見合った支払ができるような検討をしてほしい。

・電子入札でありながら、開札から結果通知まで非常に長い時間を要している場合があり、他の入札参加の妨げになることがあるので迅速な対応を願いたい。

２．県の契約に関しての意見

◆入札等の情報について

・滋賀県電子入札システムについて工事区別を明確にするなど、入札案件についてすぐに探せるよう検索をしやすくしてほしい。

・参加資格の工事種類について、もっとわかりやすい説明がほしい。

・県内企業の製品の使用を推奨するのであれば、どのような製品があるのか情報を提供してほしい。

◆入札参加

・入札参加条件に地域要件をなくし、広く参加できるようにしてほしい。

・施工実績の条件が厳しく、参加できる事業所に偏りがあると思われるので、実績条件を緩和して欲しい。

・入札参加条件に「実績の有無」を問うことが新規参入を妨げているので、新規参入事業者のために実績に代わる条件を併せて明示する仕様に改める必要がある。

・小規模工事やメンテ工事などのいわゆる不人気案件の受注実績を大型工事に対するインセンティブとして総合評価で加点するなどにより、入札参加者も増えると考える。

・複数年の業務委託契約における賃金または物価の変動に基づく委託料の変更について、特に材料費の著しい高騰に柔軟に対応してほしい。

・工事格付ランクの上位の方が入札案件が多いように思われるので、請負金額の範囲や発注バランスなどを考慮してほしい。

・県内事業者優先と聞いているが、調達する商品により県外事業者からの調達割合が圧倒的に多いものがあるような気がする。このような商品も県内事業者を通じて調達する仕組みが必要と考える。

・定型化された仕様書が用いられ、適用項目は〇印をするなど説明があるが分かりにくいため、一般項目は別紙にまとめるなど、発注内容に係る部分をまとめてボリュームをもっと少なくする工夫をしてほしい。

・県内事業者の受注機会の増大は県として有益な観点であると理解できるが、事業規模等によっては業務に支障をきたす可能性もあり、県外事業者の参加を狭めるのではなく、県内事業者には加点評価で対応されればと考える。

◆契約手続

・県に書類等を届けるために時間を要するため、メールでのやりとりなどで可能になるようにしてほしい。

・事務の効率化を推進するために、電子契約を導入してほしい。

・契約の事務手続に時間がかかっているため、迅速に処理してほしい。

・業務委託の入札投函日を１日にまとめ実施されると、複数業務を受注した際は後の入札にも影響が出るため、数件程度にしてほしい。

・公告から入札までの期間や、特に開札してから納品するまでの期間が短すぎると感じる案件がある。

◆その他

・著作権についてすべて発注者側に帰属するような文面を見かけることがあるが、法的にも受諾者側としてはあくまでも1次使用（納品した形態）のみの了解であるので改める必要がある。

・円未満の消費税処理について仕様に示されていなかったため、通常の当社処理で四捨五入していたところ、後で切り捨てたもので再提出するよう求められた。

・余裕期間制度は、業務を行う上で助けになる部分も多く導入に感謝している。

滋賀県が締結する契約に関する事業者調査報告書 　【賃金実態調査　編】

Ⅰ　調査の概要

１．調査の目的

　この調査は、滋賀県と契約を締結した業務に従事する者の雇用の状況を把握し、今後の契約事務の基礎資料とするため、滋賀県が締結する契約に関する事業者調査（アンケート調査）と併せて、統計法（平成19年法律第53号）に基づく届出統計として実施した。

２．調査対象

　滋賀県が締結する契約に関する事業者調査の調査対象の中から、県と契約を締結している清掃、警備、設備管理等の事業者を選定した。

３．有効回答件数・回収率

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調査対象事業者 | 有効回答 | 回収率（％） |
| 28 | 18 | 64.3 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 調査対象業務 | 対象契約数 | 有効回答 | 回収率（％） |
| 清掃 | 48 | 38 | 79.2 |
| 警備 | 5 | 1 | 20.0 |
| 設備管理 | 5 | 4 | 80.0 |
| その他委託業務 | 2 | 1 | 50.0 |
| 合計 | 60 | 44 | 73.3 |

回答のあった44契約の業務に従事する89名についての回答を得た。

回答事業者が少数のため、警備及びその他委託業務は、調査結果では「その他」と区分して取りまとめを行った。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象業務 | 回答数（人） |
| 清掃 | 74 |
| 警備 | 1 |
| 設備管理 | 12 |
| その他委託業務 | 2 |
| 合計 | 89 |

４．調査内容

　〇性別、年齢、勤続年数、従事職種、勤務日数、勤務時間数、就業形態、給与形態などの従業員属性

　〇調査対象期間（令和5年8月の1か月間）の勤務状況等(労働日数、労働時間、賃金等)

５．調査の方法

調査対象事業所に郵送により調査票を配付し、郵送で提出する方法、または滋賀県オンライン受付システムへ入力する方法により提出。

６．調査の期間　　　　　　令和5年9月～10月

７．調査の実施機関　　　 株式会社東京商工リサーチ滋賀支店及び本社市場調査部

８．調査報告書の読み方及び注意事項

○図表中の割合は、小数点第2位を四捨五入している。

○図表中の「Ｎ」とは回答件数の総数のことで、100％が何件の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。

〇サンプル数の少ない数値については、統計上の有意性に鑑みて参考程度とされたい。

Ⅱ　回答者の属性

１．性別



２．年齢



３．勤続年数





４．従事職種

(N=89)





５．就業形態



６．給与形態



Ⅲ　調査結果

１．賃金実態調査の概要

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業務 | 対象人数（人） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） | 就業形態正規割合（％） | 給与形態時給割合（％） | 平均労働時間（ｈ/日） | 最低賃金割合（％） |
| 清掃 | 74  | 61.9  | 4.2  | 4.1  | 87.8  | 4.5  | 43.2  |
| 設備管理 | 12  | 61.5  | 23.8  | 100.0  | 0.0 | 10.1  | 0.0  |
| その他 | 3  | 34.0  | 7.3  | 33.3  | 66.7  | 8.3  | 0.0  |
| 計 | 89  | 60.9  | 6.0  | 18.0  | 75.3  | 5.4  | 36.0  |

※最低賃金　　　　令和4年度　927円（令和4年10月6日発効）

※最低賃金割合　　950円未満の割合

２．労働日数

　8月の実労働日数の平均は16.7日、8月の実労働日数のうち本業務の実労働日数の平均は15.3日となっている。



３．労働時間

8月の実労働時間の平均は91.1時間、8月の実労働時間のうち本業務の実労働時間の平均は83.0時間となっている。1週間の労働時間の平均は27.1時間となっている。



４．賃金分布状況

（１）時間給

時間給額の平均は、1,097.2円となっている。



（２）月額（月給・日給・時間給）

月額の平均は、106,152.9円となっている。



（３）手当

精皆勤手当の平均額は6,381.1円、その他手当の平均額は64,532.4円となっている。

時間外、休日、深夜手当については、回答数が9件と少なく、ばらつきが大きいためグラフの掲載は割愛する。なお平均額は15,356.0円、中央値が5,600.0円、支給額の最小値が556円、最大値が79,500円となっている。



（４）8月給与の合計

8月給与の合計の平均は、126,184.5円となっている。



（５）賞与（昨年度）

昨年度賞与額の平均は、467,841.2円となっている。



※賞与額（今年度の額）については、回答がなかった。